

令和8年度

木曾岬町道路台帳数値化業務委託

仕 様 書

令和8年4月

木曾岬町建設課

令和 8 年度 木曾岬町道路台帳数値化業務委託 特記仕様書

第 1 章 総則

(適用範囲)

第 1 条 本特記仕様書は、内閣府が所管する「地域未来交付金(デジタル実装型 TYPEA)を活用し、木曾岬町(以下「発注者」という。)が実施する「令和 8 年度木曾岬町道路台帳数値化業務委託」(以下「本業務」という。)に適用するものとし、本業務に必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 本業務は、木曾岬町が管理する道路台帳について数値化(デジタル化)を行うものであり、本業務において作成した数値化データを別途発注する「令和 8 年度木曾岬町道路台帳管理システム構築業務」において木曾岬町が管理する統合型 GIS 及び住民公開型 GIS に登録することにより、道路維持管理の効率化及び災害時の迅速な復旧、更には住民利便性の向上を図り、道路行政のデジタルフォーメーションを実現することを目的とする。

(関係法令及び条例の遵守)

第 3 条 本業務は、本特記仕様書によるほか、次に掲げる法令等を遵守するものとする。

- (1) 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)
- (2) 木曾岬町公共測量作業規程(平成 20 年国国地発 948 号)
- (3) 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)
- (4) 道路法施行規則(昭和 27 年建設省第 25 号)
- (5) 測量法(昭和 24 年法律第 188 号)
- (6) 公共測量作業規定記載要綱(国土交通大臣官房技術調査室監査)
- (7) 道路施設現況調査要綱(国土交通省道路局)
- (8) 三重県業務委託共通仕様書
- (9) 地方交付税法(昭和 25 年法律第 211 号)
- (10) 木曾岬町契約事務規則及び諸規則
- (11) その他関係法令・規則・通達等

(提出書類)

第 4 条 本業務を実施するにあたり、受注者は発注者の指定した様式により、以下の書類を指定期日までに提出し、承認を得るものとする。

- (1) 委託業務着手届
 - (2) 現場代理人等選任通知書(資格証明書・経歴書添付)
 - (3) 工程表
 - (4) その他発注者が指示する書類
- 2** 本業務の完了時には、以下の書類を作成し提出を行うものとする。
- (1) 委託業務完成報告書
 - (2) 請求書

(3) その他発注者が指示する書類

(受託者の資格)

第5条 受注者は、適切かつ厳格な情報管理及び品質管理を確実に実施するため、関係法令や諸規則等を遵守するとともに、以下に示す認証資格を取得していなければならない。また、業務着手時にその認証を証明する登録証の写しを提出するものとする。

- (1) IS09001 (品質マネジメントシステム)
- (2) IS027001 (情報セキュリティマネジメントシステム)
- (3) プライバシーマーク

(主任技術者)

第6条 受注者は作業内容に精通し、十分な実務経験を有する現場代理人及び主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。

- 2 主任技術者は、測量法第49条に基づき登録された「測量士」の有資格者でなければならない。
- 3 平成28年度以降に三重県内市町における延長100km以上の道路台帳数値化業務を単年度で完了させた実績と道路台帳作成もしくは更新業務の履行実績を有する者を、従事する技術者の中に含めなければならない。
- 4 地理情報システムに関する高度な技術と十分な実務経験を有する空間情報総括監理技術者(社団法人日本測量協会認定)を、従事する技術者の中に含めなければならない。

(打合せ等)

第7条 業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と受注者は密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。

- 2 受注者は、打合せ記録簿を2部作成し、発注者受注者1部ずつ保管するものとする。
- 3 受注者は、本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。

(業務計画書)

第8条 受注者は、契約締結後、速やかに業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。業務計画書には、契約図書に基づき、実施方針・業務工程・業務組織計画等を記載するものとする。

(貸与資料)

第9条 本業務において受注者が必要とする資料については、書面にて発注者に申し出を行い、発注者の承諾を受けたあと使用できるものとする。

- 2 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料について必要なくなった場合、速やかに発注者に返却するものとする。
- 3 受注者は、貸与された資料について十分な監督のもとで利用しなければならない。万一破損した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

(関係官庁への手続き等)

第 10 条 受注者は、業務の実施にあたって発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

(使用機器の検定)

第 11 条 本業務に使用する機器等は、原則として社団法人日本測量協会測量技術センターで定める「測量機械器検定基準」に基づいた検定を受け、承認を得たものを使用するものとする。

(安全義務)

第 12 条 受注者は、本業務実施中、安全に留意し、交通の妨害及び公衆に迷惑を及ぼさぬよう遂行するものとする。

(身分証明書)

第 13 条 受注者は、発注者の発行する身分証明書を常時携帯するものとし、第三者からの身分証明書の提示、業務内容の説明等を求められた場合は、速やかに対応するものとする。

(紛争の回避)

第 14 条 本業務の実施にあたり、受注者が第三者の土地に立入る必要がある場合は、あらかじめ発注者及び利害関係者の了承を得るとともに、周囲に配慮しなければならない。

(損害賠償)

第 15 条 本業務の実施にあたり、受注者が第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者に発生原因、経過、被害内容等を連絡して指示を受け、受注者の責任において解決することとする。これに係わる費用はすべて受注者が負担するものとする。

(守秘義務)

第 16 条 受注者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を、第三者に漏らしてはならない。

(訂正、補足等の処理)

第 17 条 本業務の検査完了後、3年以内において不良箇所が発見された場合、受注者は発注者の指示する訂正、補足等の処理を受注者の負担にて速やかに行うものとする。

(疑義)

第 18 条 本特記仕様書に定めのない事項又は本特記仕様書の条項について疑義が生じたときは、発注者受注者協議のうえ決定するものとする。

第 2 章 業務概要

(業務概要)

第 19 条 本業務の業務概要は、以下のとおりとする。

(1) 業務区域 木曽岬町全域

(2) 道路台帳数値化

① 道路台帳数値化：道路現況平面図及び道路台帳要素についてデジタル化を行う。

(3) 対象数量

① 道路台帳数値化	114.8 k m
② DM データ変換・編集	10.0 k m
③ 道路台帳属性データ作成	124.8 k m

(諸元)

第 20 条 道路台帳図については、縮尺 1/1000 で作成するものとする。

2 道路台帳図の作成範囲は、道路敷地内とする。

第 3 章 道路台帳数値化

(作業計画)

第 21 条 作業計画は、道路台帳数値化作業の内容を十分に考慮した上で、既成図の縮尺、精度、数値化する項目等を考慮の上、工程別の基本方針を定めるとともに、必要な資料等の収集等作業準備を行うものとする。

(道路現況平面数値化)

第 22 条 道路現況平面数値化は、既存の道路現況平面図をもとに、道路骨格及び道路施設について図形編集装置を用い地図情報レベル 1000 にて数値化を行い、路線ごとにポリゴン処理を行うものとする。

(道路台帳要素数値化)

第 23 条 道路台帳要素数値化は、既存道路台帳図の各要素(起終点記号、幅員、舗装種別、区間番号等)について、図形編集装置を用いて数値化を行うものとする。

第 4 章 DM データ変換・編集

(DM データ変換)

第 24 条 DM データ変換は、DM データ化してある延長約 10km の道路台帳データについて SHAPE データへ変換を行うものとする。

(道路台帳要素編集)

第 25 条 道路台帳要素編集は、作成済み道路台帳要素データを他の路線に合わせて配置等の見栄え調整を行うものとする。

第 5 章 道路台帳属性データ作成

(道路台帳属性データ作成)

第 26 条 道路台帳属性データ作成は、道路台帳図データに基づき設定した区間についての延長及び面積等を測定し、電子計算機を用いてデータパンチ入力を行うものとする。

(電算処理)

第 27 条 電算処理は、データパンチ入力された調書データについて電子計算機を用いて演算処理を行うものとし、調書データファイルを作成するものとする。

2 調書データの形式は、Excel 形式とする。

(調書出力)

第 28 条 調書出力は、演算処理された結果に基づき、指定された調書形式にて各種調

書を出力するものとする。

- 2 各種調書の項目については、下記のとおりとする。
 - (1) 道路法に基づく調書
 - (2) 国土交通省道路施設現況調査要項に基づく調書
 - (3) 総務省報告調書
 - (4) その他調書

第6章 道路網図データ作成

(道路網図データ作成)

第29条 道路網図データ作成は、起終点位置、起終点を結んだ道路位置線形及び路線番号を入力し、道路網図データファイルを作成するものとする。

- 2 作成するデータファイル形式は SHAPE 形式とする。

第7章 道路台帳データベース化

(データベース化)

第30条 データベース化は、数値化された道路台帳図データ及び道路網図データ、調書データについて木曾岬町にて稼働中の統合型 GIS にデータセットアップができるよう SHAPE 形式にてデータベース化を行うものとする。

第8章 納入成果品

(納入成果品)

第31条 本業務における納入成果品は、下記のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 道路台帳図データファイル(SHAPE 形式) | 1 式 |
| (2) 道路網図データファイル(SHAPE 形式) | 1 式 |
| (3) 道路台帳調書 | 1 式 |
| ① 道路台帳 | |
| ② 実延長調書 | |
| ③ 道路現況台帳 | |
| ④ 道路現況実延長調書 | |
| ⑤ 地方交付税算定基礎資料(基礎数値表) | |
| ⑥ 路線名・橋梁名・踏切道名一覧表 | |
| ⑦ 路線認定調書 | |
| ⑧ 議会認定調書 | |
| ⑨ 橋調書 | |
| ⑩ 鉄道との交差調書 | |
| ⑪ 道路調査表 | |
| ⑫ 橋梁調査表 | |
| ⑬ 更新路線一覧表 | |
| ⑭ 道路及び橋梁の年度間増減調査表 | |
| ⑮ 橋梁現況台帳 | |

- ⑯ 踏切道現況台帳
 - ⑰ 道路現況（部分自歩道）台帳
 - ⑱ 道路現況（独立専用自歩道）台帳
 - ⑲ 道路現況（路面種別）調書
 - ⑳ その他発注者が必要とする調書
- | | |
|--------------------------|-----|
| （４）道路調書データファイル（EXCEL 形式） | 1 式 |
| （５）道路施設現況調査調書綴り | 1 式 |
| （６）その他発注者が必要とするもの | 1 式 |
- 2 本業務の成果品において発注者より保管を任されたものについては、受注者にて適正な保管管理をおこなうものとし、保管証を提出するものとする。
- 3 本業務により得られた成果品は、全て発注者の所有とし、発注者の承認を受けないで他に公表、貸与ならびに使用してはならない。

（履行期間）

第 32 条 成果品の納入期限は、令和 9 年 3 月 1 9 日までとする。

（成果品納入先）

第 33 条 成果品納入場所は、木曾岬町建設課とする。

以上

特記仕様書（測量業務条件一覧表）

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア 適用基準等	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等委託契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 測量業務共通仕様書（三重県）【令和3年11月制定】 部分改定を行った内容も含む（最新改定 年 月） <input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共測量作業規程（作業規程の準則（令和7年国土交通省告示第240号により一部改正）を準用） <input type="checkbox"/> 用地測量及び用地調査等業務について、別途に定めがあるものは、それによる。 <input type="checkbox"/> 三重県土地改良事業測量作業規程（農林水産省農村振興局測量作業規程準用） <input checked="" type="checkbox"/> その他（令和8年度木曾岬町道路台帳数値化業務委託仕様書）
イ 業務計画等	<input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後、作業計画書（作業内容、作業工程表、業務従事者の氏名及び資格使用機器等を明記する。）を監督員に提出する。 <input type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書を監督員に提出する。 <input type="checkbox"/> 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 <input type="checkbox"/> 本測量作業に使用する主要機器（トータルステーション、トランシット、レベル、光波測距儀等）については、第三者機関で検定を行いその証明書の写しを測量作業計画書に添付すること。 <input type="checkbox"/> 本測量作業において基準点測量を実施する場合の既知点は、 （ <input type="checkbox"/> 既設の基準点（1～4等三角点又は1～3級基準点） <input type="checkbox"/> 任意の基準点 <input type="checkbox"/> 他業務において設置されている基準点）とする。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
ウ 成果の提出	<input type="checkbox"/> 作業完了後は、精度管理表を提出すること。ただし、監督員が必要ないと判断したものについては除外する。 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については業務監督員の指示によるものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 本業務における成果物の提出部数は、（ <input type="checkbox"/> 3部 <input checked="" type="checkbox"/> （2）部）とする。 <input type="checkbox"/> 指示する期日までに提出する成果物あり。（ ） <input type="checkbox"/> 検査用として成果物の印刷物（A4版簡易ファイル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を1部提出する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
エ 工程関係	<input checked="" type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり （別途業務名 令和8年度木曾岬町道路台帳管理システム構築業務 ） <input type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） <input type="checkbox"/> その他（ ）
オ 打合せ等	<input checked="" type="checkbox"/> 本業務における打合せ等の実施は次のとおりとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務着手時 <input type="checkbox"/> 中間打合せ （ ）回 <input checked="" type="checkbox"/> 成果品納入時 <input type="checkbox"/> 関係機関協議資料作成 （ ）機関 <input type="checkbox"/> 関係機関打合せ協議 （ ）機関

(注)

- 1 上記受託業務、事項、条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
- 2 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
- 3 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打ち合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（測量業務条件一覧表）

明示項目	明示事項（条件及び内容）
カ 資料の貸与	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次の資料とする。 （道路台帳一式） <input checked="" type="checkbox"/> 貸与する資料の借用、返納においては、所定の様式を提出すること。 （三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
キ 業務条件	<input checked="" type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。 <input type="checkbox"/> 設計変更を行う際には、三重県設計業務等変更ガイドライン（三重県 令和4年7月）を参考とする。（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 業務委託における遠隔臨場に関する試行要領（三重県県土整備部 令和4年7月）を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input checked="" type="checkbox"/> 情報共有（ <input checked="" type="checkbox"/> 電子メール（①を適用） <input type="checkbox"/> A S P（②を適用） <input type="checkbox"/> 電子メール又は受注者希望によりA S P（①または②を適用）） ① 電子メールを活用した情報共有における実施要領 令和6年11月（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ② 情報共有システムの実施に関する特記仕様書 令和7年4月（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> デジタル工事写真の小黑板情報電子化に係る特記仕様書 令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> ウィークリースタンス実施要領（令和6年4月）の対象業務とする。（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
ク その他	<input type="checkbox"/> 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 暴力団関係者による不当介入（木曾岬町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第1項第11号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団関係者（木曾岬町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第1項第9号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団関係者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。 <input checked="" type="checkbox"/> 不当要求等を受けた場合の措置について 三重県は「木曾岬町不当要求行為等防止対策要綱」及び「木曾岬町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱」に基づき、不当要求等の防止に取り組んでいます。 受注者又は下請負人等が不当要求等を受けた場合にあっては、受注者から発注者に対しその事実を報告すること。また、受注者又は下請負人等に対する不当要求等の疑いがある行為について相談したい場合は、発注者に躊躇なく相談すること。 <input type="checkbox"/> 漁業関係による調整について 業務の履行に関して、履行期間（契約時から完成時まで）においては、理由のいかんにかかわらず、内水面漁業協同組合及び組合員等に対して金品の提供は行わないこと。 内水面漁業協同組合への業務内容等の説明は、発注者が行います。なお、発注者のみで説明が困難な場合は発注者に同行すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければならない。 <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注)

- 1 上記受託業務、事項、条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
- 2 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
- 3 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打ち合せ等により協議するものとする。

木曾岬町
 （三重県(令和7年7月)を準用)

暴力団等不当介入に関する特記仕様書

1 契約の解除

木曾岬町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第3条及び第4条の規定による措置を受けたときは、当該契約の解除ができるような措置を講ずることがある。

2 通報義務

暴力団等による不当介入を受けた場合、次の義務を負うものとする。

- (1) 契約案件等において、暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行う。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を町長に報告すること。
- (3) 契約案件等の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、町長と協議を行うこと。

3 暴力団等による不当介入に対する通報義務の実効性を確保するため、以下の措置を講ずることがある。

(1) 指名停止又は文書注意

暴力団等による不当介入を受けた受注者が所轄の警察への通報等及び町長への報告を怠った場合は、指名停止又は文書注意を行う。

(2) 工事成績への反映

指名停止を受けた者については、工事成績評定を減点する。

(3) 暴力団等による不当介入を受けた場合において、警察への通報又は町長への報告を怠った旨の公表をする。

(4) 優良工事施工団体表彰の表彰日までに(1)による指名停止又は文書注意を受けた者については、町の推薦基準に基づき、表彰対象から除外するものとする。